

町 長	副町長	教育長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	5 3 7
		決裁期日	平成 2 5 年 1 0 月 4 日
名 称	第 2 回放課後子どもプラン事業運営協議会会議		
日 時	平成 2 5 年 9 月 3 0 日 1 6 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分		
場 所	社会教育総合センター 大集会室 上富良野小学校放課後クラブ		
出席者	委員：稲毛委員長、米澤副委員長、堀内、中村、山口、加藤、佐藤、安西、杉本、瀬田、安井、井上、藤田 13名 教育委員会：教育長、教育振興課長、鈴木主幹、飯村主任、月東指導員		
内 容	<p>教育振興課長進行、委員長挨拶後は委員長議事進行 教育長挨拶</p> <p>第 2 回放課後運営協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。8 月に子ども子育て支援法が改正された。その中で小学 3 年生までの受入れを小学 6 年生まで受入れするよう法改正がされた。そのほかにも法改正により変更しなければいけない部分があるが、後ほど保健福祉課安井主幹より情報提供いただく。</p> <p>本年度大きな問題もなく事業をすすめているが以前からの安心安全ないばしょとに加え昨年度より長期休業期間中に学習時間を設けるなど質の違った取り組みをさせていただいている。</p> <p>都会では待機児童もいる。当町は待機児童はいないが安心安全な場所の提供だけでなく保護者はプラスの部分も求めているということもあり今後検討していかなければならないと感じている。</p> <p>稲毛委員長挨拶</p> <p>普段から子ども達の安心安全にご尽力下さりありがとうございます。挨拶については省略させていただき議事を進行させていただきます。</p> <p>報告並びに協議事項</p> <p>1 . (1) ~ (5) まで飯村主任より報告</p> <p>(1)登録及び利用状況等について</p> <p>クラブの登録人数は昨年並み、利用人数は約 760 名ほど減、スクールは 25 名ほど登録人数が増えており、利用人数も 750 名ほど増えている。</p> <p>地域ボランティアの支援状況は8月末現在で44名のボランティアの方々に支援いただいている。</p>		

内 容

(2) 事故・保険請求について

本年度、事故も少なく保険請求に至ったものは 1 件となっている。

(3) 研修会の参加状況

本日までに 4 回職員研修に参加している。参加人数等は議案参照

(4) 特別支援児童等に係る学校との情報交換

7 月 10 日に上小で各担任の先生と情報交換の場を設けた。半年も経過したことから、11 月頃に 2 回目の情報交換の場を設けたいと考えている。

その他の小学校については、問題が生じたときは都度担任の先生と情報交換し対処している。

(5) 8 月 1 日からの指導員体制について

8 月より議案 3 頁のとおり 1 名の有資格者を指導員として委嘱している。これにより現在は 21 名の指導員で事業をすすめている。

稲毛委員長：ここまでで質疑ありませんか。(質疑なし) 質疑がないようなので、各委員より一言お願いします。

堀内委員：放課後クラブ・スクールの児童に関して 7 月に情報交換を行った。子ども達の実態を知る良い機会となった。

放課後の子ども達のトイレ・水のみを使用の際に 2 階校舎のトイレを使用する際は指導員が着いていくことになっていると伺っているが、中にはトイレに行かずに違う場所に行ってしまう子もいる。指導員に今一度確認願いたい。

中村委員：たくさん子ども達がこの事業に参加し見ていただき大変ありがたい。昨年は子ども達の細かなトラブルあり都度情報交換行った。本年度も何かあれば細かな事でも情報入れていただきたい。

山口委員：今年は東中小学校にも少し心配な子がいたが、指導員の方々に気にかけていただきご配慮いただき感謝している。その都度子どもの状況について指導員に確認しているが、今のところトラブルなくスムーズに事業が行われている。

加藤委員：小規模校のため団体でのボール競技が出来ないので、そういうところの子ども達の能力をうまく引き出して頂いている。特に低学年は女の子が多いのでボール競技が苦手だが、放課後の活動で取り入れてくれているので、ボールを怖がらずに投げたり受けたりすることができるようになった。

佐藤委員：事務局サイドと指導員サイドからみた課題がたくさんあると思うが、そういった課題があれば出していただきたいと思う。

安西委員：上小、東中、江幌に行っているが、東中小では、配慮の必要な子が利用しているが声かけにより問題なく利用できている。江幌小学校は、低学年が 3 名と少なくボール遊びも苦手だが、今日は 10 分間だけやろうなどと時間を短く設定し遊ぶようにしている。また、各校とも先生方にも協力していただき大変ありがたく感じている。

杉本委員：放課後クラブの規則の中で身体障害者も利用できることになっているが、そういう方も利用されているのか。そういう方もいるのであれば指導員の方は大変だろうと思いますが、どうでしょうか。

飯村主任：議案の1頁に本年度の登録申込状況を付けさせていただいているが、その中で各事業の()内に記載の人数が、特別支援児童の登録状況となっている。本年度については、事業全体で16名の特別支援児童が登録し利用をしている。

先ほど佐藤委員の放課後子どもプランがかかえる課題の話もあったが、年々何らかの支援が必要な児童が増えていく中で、指導員体制(3頁目)をご覧になっていただくとわかるとおり有資格者は21名中3名しかいない。

また、有資格者がいてもマンツーマンでその子の支援をすることはできないため、今後個別の支援を要する児童の利用についてどうしていくのかクラブのあり方も問われてくると思う。

教育長：障害者の程度もいろいろあり、重度の障害を抱えている児童については、なないろニカラを利用していただいている。放課後で受け入れられる程度の障害の児童のみ受け入れている。ある程度住み分けをしながら実施している。全部受け入れるということとはできない。今の現状としては、住み分けをしながら対応している。

瀬田委員：地域ボランティアのことだが、ムーミンの会はボランティア保険に加入して活動しているのか。

飯村主任：ムーミンの会は、毎月第2土曜日に公民館で一般のお子様を対象に読み聞かせを行っており、放課後クラブも土曜日は公民館での実施となっているので参加させていただいている。放課後として依頼し実施しているものではないので、こちらで保険の対応はしていない。

鈴木主幹：ムーミンの会以外のボランティアについては、放課後の事業として依頼しているため放課後事業で保険に加入している。

藤田委員：1～2年生は運動をしたがらない。特に女の子は運動よりもメインルームで遊んでいたがる。

先月より2年生の特別支援の子が新しくスクールに登録した。週2～3回利用しているが、同じ学年の子とトラブルになることが多い。そういう時にどのように接してあげたらいいのか無資格なので戸惑う場面もある。

支援のお子さんが2～3人同じ日に利用していると人が足りないと感じている。マンツーマンの指導はできないので難しさもある。

井上委員：放課後の子ども達の学校の利用の仕方の話もあったが、同じ上小の子どもたちなのに学校と放課後とで行動も態度も違う様子を見せている。放課後に来ると子ども達は開放的になっているので、学校にも迷惑掛けていると感じている。

(6) その他

・放課後健全育成事業の位置づけ【保健福祉課 安井主幹より情報提供】

子ども子育て支援法が施行され、この法律と並行して児童福祉法が改正になった。

今までは社会福祉法の事業として放課後健全育成事業を実施するようになっていたが、法改正により市町村が実施することとなる。今までは国のガイドラインに沿って実施してきたが、これからは設備の基準や職員の配置、資格要件などを国の基準をもとに町が条例で定めなければならない。

国の方で基準を話しあっている最中で今の時点ではっきりしたことは言えないがあまり厳しい基準にすると今までやっていた放課後クラブが存続できなくなってし

まう。急激に変わることはないと思っているが、保育所でも保育士が不足している中で放課後でも有資格者が必要となれば指導員の確保が課題となってくると思われる。また、実施スペースの関係も今は専用スペースではないので今後国の基準がどうなるかわからないが課題が出てくると思う。

これから町で基準を策定していく際には皆さんもご意見ご協力いただきたい。

教育長：国で今年の夏に基本指針を示し、2014年はニーズ調査を実施、それらをもとに市町村の事業計画案をたて、2015年より試行開始というながれで進んでいくことになる。

佐藤委員：クラブとスクールは所管が文科省なのか厚労省なのか要綱がわからず全体像がつかめないのだが、どのようになっているのか。

安井委員：今はクラブは厚労省、スクールは文科省の事業であるが子ども子育て支援法では教育と保育を一体的に実施していくということで内閣府が管轄となるがこの法律の中ではスクールのことは問われていない。スクールとクラブの連携の部分は論議されていない状況。

米沢副委員長：地域の実情の意見はどんどん上げていく必要があり、その辺がねらいであり、課題があれば改善すべきものは改善していくべきである。

・次回開催時期について

飯村主任より次回開催時期を1月冬休み中に実施することとし、詳しい日程については関係機関と調整のうえ改めて案内することとした。

2(1) 放課後子どもプラン事業視察研修(上小放課後クラブ)

16時40分から17時まで上小放課後クラブの視察を行った。